

条例全体の概要

基本的事項

目的

子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

定義

- **子ども** 18歳未満の者
- **乳幼児** 小学校就学の始期に達するまでの者
- **青少年** 乳幼児以外の子ども
- **若者** 18歳以上おおむね35歳未満の者
- **保護者** 親権者、未成年後見人その他の者で現に子どもを保護監督するもの

基本理念

- 子どもの基本的人権の確保
- 子どもの最善の利益の考慮等

各主体の責務

- **県民**
子どもの成長及び子育てに関心を持ち、子どもに関わるすべての者が相互に協力して支援するよう努めるものとする。また、自ら規範意識を高め、子どもの健全な育成に望ましい社会環境の構築に努めるものとする。
- **保護者**
自らが子育てについて第一義的責任を有するという認識の下、生活の基盤である家庭において、深い愛情を持って子どもを健やかに育てなければならない。
- **青少年及び若者**
生命を尊び、公共の精神に基づき自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、自立した大人に成長するよう努めるものとする。
- **県**
子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するものとする。
- **事業主**
雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、雇用環境の整備に取り組むものとする。

施策の体系

1 子どもの健全な育成

1 乳幼児の出生・発達の保障

- 妊娠初期から出産、育児に至る一貫した医療・母子保健の充実
- 子どもの医療体制の整備
- 乳幼児の発達の保障
- 幼稚園・保育所等と小学校との連携

2 青少年の健全な育成

- 多様な相談支援体制の整備
- 青少年の多様な体験活動の推進
- 青少年指導者等の養成と確保
- 有害環境の浄化活動の推進
- 非行防止活動の推進

3 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制

- 有害興行・図書等に関する規制
- 有害図書等の自動販売機等への収納に関する規制
- 青少年に対する有害行為の規制

2 若者の自立に向けた支援

- 青少年の就労意識の醸成等
- 若者の就労支援
- 入所児童等の社会的自立に対する支援

3 子育て支援

- 地域社会全体による子育て支援の気運の醸成
- 仕事と家庭生活の調和がとれた働き方の実現

4 食育の推進

- 石川県食育推進計画の策定
- 地域における食育の推進

5 子どもの権利擁護

- 子ども虐待の未然防止・早期発見・早期対応
- 虐待を受けた子どもの保護・支援
- 入所児童等の権利擁護

6 石川県子ども政策審議会

- 公聴会の開催
- 子ども施策に関する知事への意見書の提出・公表 等

個別具体的事項

石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1447 FAX 076-225-1423

URL <http://www.pref.ishikawa.jp/kodomoseisaku/index.html>

いしかわ 子ども 総合条例

子どもの
元気な声がこだまし、
活気あふれる
ふるさと石川を
創造するために

条例前文

子どもは、自ら伸びていく力を持っている。そして、その力は、様々な多くの人の関わりの中でこそはぐくまれるものである。かつて、子どもには血縁や地縁によって多くの人が関わりを持ち、そのことが子どもの健全な心身を養い、自立した大人に成長することを支えていた。しかし、近年、都市化や核家族化に伴って人間関係が希薄化し、家庭の内においても、また家庭の外においても、子どもに関わる人の手が少なくなった。

そのため、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身に付けることができないまま成長し、家庭、学校、地域など様々な社会の中で疎外感を覚え、自己の存在を過小評価するなど、子どもの心身の健やかな成長を阻害する状況が見られるようになった。そして、同様の現象は、次代の親となる若者、さらには子どもを養育する親にまでひろがっている。いじめ、ひきこもり、ニート、虐待などの社会問題は、いずれもこうした地域社会における人間関係の希薄化と密接に関係している。

このような現状を危機ととらえ、石川の次代を担う子どもが自由闊達に活動し、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現を願うとき、新しい時代を生きる私たち石川県民が今取り組むべきことは、かつて子どもに当たり前のように向けられていた多くの人の手を社会全体の努力によって取り戻し、子どもを通じた新たな社会のつながりを構築し、ふるさと石川を創造するため、この条例を制定する。

ここに、石川県民が力を合わせ、将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川を創造するため、この条例を制定する。

いしかわ子ども総合条例 こ そ う ご う じ ょ う れ い は、

子どもの成長を「みんなで応援する」 ためにできました！！

平成19年3月22日公布 平成19年4月1日施行
一部は平成19年7月1日、平成20年4月1日施行

●子どもはだれでも一人の人間として尊重されます。

●子どもの意見に耳をかたむけ、子どもにとって何が最も良いのかを考えます。

●子どもへの虐待を防いだり、早く発見できるようにします。

子どもは一人一人がかけがえのない存在

深さ

●身近な保育所や幼稚園などが子どもの成長を応援します。

●子どもの発育に最適な利用プランを一緒に考えましょう

●いじめや虐待などの相談窓口を充実していきます。

●スポーツ活動や文化・自然体験活動などの機会を充実していきます。

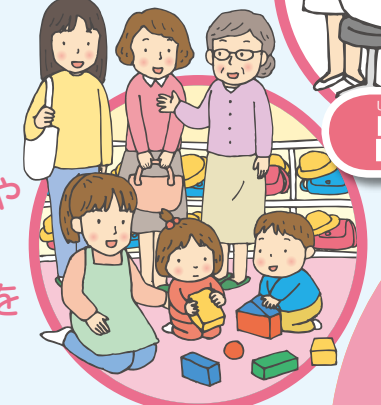
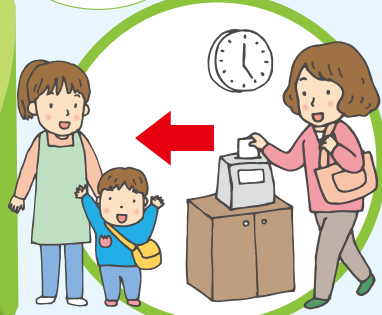
●栄養のバランスがとれた食習慣を身につけることができるよう応援します。

出生・発達の保障

子育て支援

自立に向けた支援

健全な育成



●毎月19日を「県民育児の日」とします。

●プレミアム・パスポートをひろめます。

奥行き

子どもから大人まで切れめなく

おな 同 じ よ う な な や 悩 み を 持 っ た 人、お お い の ね

わたしも困ってるの

●子育てしやすい働き方をひろめます。

●しっかりと家庭を築けるよう就職支援を進めます。

●施設に入所している子どもや障害のある子どもの自立を応援します。

●職場体験の機会をつくれます。

ひろさ

近所やお店などまちをあげて